

危険物 Q & A 集

整理番号	19	区分	概要	D	1																																							
質問	指定可燃物とはどんなものですか。																																											
回答	<p>指定可燃物とは、京都市火災予防条例第34条で定める京都市火災予防条例別表第3の品名欄に掲げる物品（綿花類、木毛及びかんなくずなど）で同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいいます。条例で規定している指定可燃物は、消防法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難になるものとして政令で定めるものその他指定可燃物に類する物品」のことをいいます。</p> <p>(指定可燃物の数量及び届出が必要となる数量)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>届出の必要な数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>綿花類</td> <td>200 kg</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>木毛及びかんなくず</td> <td>400 kg</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>ぼろ及び紙くず</td> <td>1,000 kg</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>糸類</td> <td>1,000 kg</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>わら類</td> <td>1,000 kg</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>再生資源燃料</td> <td>1,000 kg</td> <td>左欄の数量以上</td> </tr> <tr> <td>可燃性固体類</td> <td>3,000 kg</td> <td>左欄の数量以上</td> </tr> <tr> <td>石炭・木炭類</td> <td>10,000 kg</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>可燃性液体類</td> <td>2 m³</td> <td>左欄の数量以上</td> </tr> <tr> <td>木材加工品及び木くず</td> <td>10 m³</td> <td>左欄の5倍以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合成樹脂類</td> <td>発泡させたもの</td> <td>20 m³</td> <td rowspan="2">左欄の数量以上</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>3,000 kg</td> </tr> </tbody> </table>					品名	数量	届出の必要な数量	綿花類	200 kg	左欄の5倍以上	木毛及びかんなくず	400 kg	左欄の5倍以上	ぼろ及び紙くず	1,000 kg	左欄の5倍以上	糸類	1,000 kg	左欄の5倍以上	わら類	1,000 kg	左欄の5倍以上	再生資源燃料	1,000 kg	左欄の数量以上	可燃性固体類	3,000 kg	左欄の数量以上	石炭・木炭類	10,000 kg	左欄の5倍以上	可燃性液体類	2 m ³	左欄の数量以上	木材加工品及び木くず	10 m ³	左欄の5倍以上	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³	左欄の数量以上	その他のもの	3,000 kg
品名	数量	届出の必要な数量																																										
綿花類	200 kg	左欄の5倍以上																																										
木毛及びかんなくず	400 kg	左欄の5倍以上																																										
ぼろ及び紙くず	1,000 kg	左欄の5倍以上																																										
糸類	1,000 kg	左欄の5倍以上																																										
わら類	1,000 kg	左欄の5倍以上																																										
再生資源燃料	1,000 kg	左欄の数量以上																																										
可燃性固体類	3,000 kg	左欄の数量以上																																										
石炭・木炭類	10,000 kg	左欄の5倍以上																																										
可燃性液体類	2 m ³	左欄の数量以上																																										
木材加工品及び木くず	10 m ³	左欄の5倍以上																																										
合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³	左欄の数量以上																																									
	その他のもの	3,000 kg																																										
根拠法令等	消防法 第9条の4 京都市火災予防条例 第34条、別表第3 京都市火災予防規則 第15条																																											